

第6章 ケーススタディ

1 校内生徒指導体制の見直し

1 概要

以下は、〇〇高校のA男に対する生徒指導の対応記録である。

- 10月21日（月） 部活動終了後、高校1年の男子生徒Aは友人と2人で、部活動顧問のD教諭に「男子生徒Bから、SNSに書き込みしたことの慰謝料として金銭を要求された。以前、一度だけ2,000円を渡したことがある。今日、いじめに関するアンケート（各学期1回実施）にも、そのことを書いた。」と相談した。Aの担任である1学年主任のE教諭は、すでに退勤していた。
- 22日（火） D教諭は、朝、E教諭に報告。E教諭はその後出張のため対応できなかった。
- 23日（水） E教諭は、各担任にAの訴えを伝達。放課後、E教諭は、Aから事情を聴く。Aは「SNSにBに関する書き込みをしたのは事実である。内容は、中学生の時のBからの無視や暴力を伴ういじめがあったこと。以前、Bに渡した2,000円は自分に非があると考えているから、しかたがないかも。」と話す。E教諭は、「しばらく様子を見よう。こういうことが繰り返されるようであれば、また相談して欲しい。」とAに伝えた。Aから話を聞いたE教諭は、今後Bからも話を聞こうと考えていることを、25日まで県外へ出張中のいじめ対策推進教員のF教諭に電話で報告した。
- 24日（木） Bが欠席したため、状況を確認することができなかった。
- 25日（金） E教諭と、Bの担任のG教諭は出張のため、Bから事情を聴くことができなかった。休み時間、Bは再度Aに金銭要求する。昼休み、Bの仲間の男子生徒Cは、Aに対し「Bに金が払えなければ、ゲームソフトを万引きして来い。」と言う。Aは、放課後、カウンセラーに金銭を要求されていることなどについて相談する。E教諭は遠方へ出張のため、その日は直帰した。カウンセラーは、面談記録をH教頭の机上に置いて帰った。
- 26日（土） Aは父親に金銭要求のことを打ち明ける。父親は心配したが、Aは「学校の先生やカウンセラーに相談しているから大丈夫。」と話した。
- 27日（日） Aは、家族に「遊びに行く。」と伝え外出し、帰宅しなかった。家族が、Aのカバンの中から落書きされた教科書やノートを発見した。
- 28日（月） 心配したAの家族から、警察署に行方不明届を提出したとの連絡を受けたE教諭らがBと面談、金銭要求の事実を認めたことから、学校は県教育委員会に電話で事故の概要を報告した。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレーキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（本事案の生徒指導の対応記録）を提示 指示1：学校（教職員）として、どのような対応をとるべきだったか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・教職員の立場や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめる。 指示2：再発防止のために、学校は組織として何をすべきか、グループの考えをまとめてください。 ・グループごとに予防策を発表する。	・事案の人物関係を把握する。 ・予防策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 組織的な対応のあり方について共通理解を図る。 ①情報共有 ②迅速な初期対応（アンケートへの対応） ③保護者との連携 ④関係機関との連携
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

(2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者等）の決定

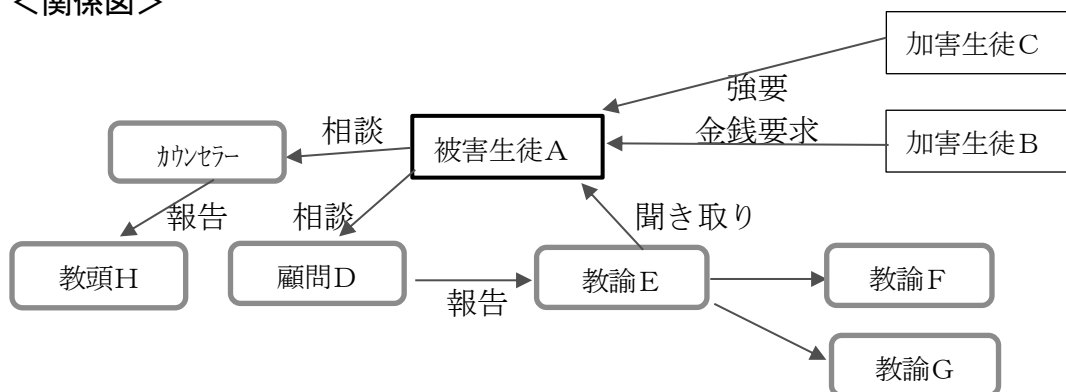
3 解説

○生徒指導の対応記録から分かる情報

A：被害訴え、高校1年男子生徒
C：Bの仲間の男子生徒
E：Aの担任教諭（1学年主任）
G：Bの担任教諭

B：加害疑い生徒、男子生徒、学年不明
D：Aの部活動顧問教諭
F：いじめ対策推進教員
H：教頭

<関係図>



日時	A	B	C	D顧問	E教諭	F教諭	G教諭	H教頭	カウンセラー	保護者
10/21	相談			→	退勤					
10/22				報告	→出張					
10/23					聴取・報告	→出張				
10/24		欠席				出張				
10/25	←	加害	加害		出張	出張	出張		←A面談	
10/26	報告									→
10/27	家出									落書発見
10/28		←			←					警察へ

○本事案を通して、自校の生徒指導体制を振り返る視点として以下のポイントを、話し合いを進める一つの材料とする。

組織的な対応について

- ・抱え込みを防ぐための情報伝達や情報共有のあり方
- ・学校いじめ対策組織のあり方
- ・被害生徒（いじめを訴えた生徒）を守り抜く組織体制づくり
- ・最悪の事態を想定したうえでの指導方針や対応策

保護者との連携について

- ・客観的な事実（記録）をもとに対応する（5W1H：「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、事実に基づくこと）
- ・誠意をもって対応する（予断や思い込みで対応せず、事実に基づき丁寧に説明する）
- ・初期対応における留意点（傾聴、主訴の把握、記録、複数による面談）

いじめに関するアンケートについて

- ・アンケートの実施方法（記名または無記名の形式、ホームルームまたは自宅で回答等）
- ・実施（回収）当日のアンケートを複数の教職員でのダブルチェックと情報共有のあり方
- ・訴えや悩みは、いじめ対策推進教員へ報告
- ・管理職といじめ対策推進教員による第1次判断（対応の指示）
- ・アンケートに記載された生徒の訴えや悩み等に関する相談体制のあり方
- ・アンケートの保管（対応メモ等も含む文書の5年保存）について

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について

- ・SCやSSWとの顔が見える関係づくり
- ・生徒や保護者との面談内容（記録）の確認
- ・事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応のあり方
- ・事案発生後の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくり

法的根拠

- ・学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(いじめ防止対策推進法 第23条)

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 3)

- ・法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 4 (4))

- ・学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 2 (3))

- ・いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 3 (2))

4 振り返り

勤務校の現状を振り返り、いじめの訴えに対する組織的な対応のあり方についてまとめる。

5 発表と記録の保存

第6章 ケーススタディ

2 教師や保護者の介入を拒む生徒への対応

1 概要

高校1年の男子生徒Aは、同じ学級の男子生徒Bたちからあだ名で呼ばれたり、からかわれたりしている。周りにいる生徒たちは笑ってその様子を見たり、Bたちに「やりすぎじゃね」と声をかけたりしているが、Aはたいてい笑ってやり過ごしている。その様子を見た担任はAを呼んで面談し、いじめを受けているのではないかと尋ねたが、Aは「大丈夫です」と答えるだけであった。

7月上旬に実施したいじめに関するアンケートで、Aは特に何も記述していなかったが、同じ学級の数名の女子生徒から「Aがいじめられているのではないか」との指摘があった。担任は改めてAを呼んで話を聞いたが、「あだ名で呼ばれたりすることは嫌ではないと言えは嘘になるけど、先生が間に入ってもむしろひどくなるだけ。親にも伝えないでください。とにかく何もしないでもらいたい」と強く主張した。

7月中旬の保護者懇談会時に、担任が上記の内容をAの保護者に伝えたところ、初めてその事実を知ったAの保護者は学校が何も対応していなかったことに強い不信感を募らせた。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレーキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（事案の概要）を提示 指示1：担任はどのような対応すべきだったか、グループ内で担任役と生徒役、保護者役になり演じてください。 ・場面ごとに、担任の対応に関する課題を明確にする。 指示2：今後、担任はどのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・時系列や、被害・加害・観衆・傍観者のカテゴリー等で担任の対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。 指示3：問題の解消に向けて、学校はどのように対応すべきか、グループ内で相談してください。 ・グループごとに方針や当面の措置等の対応策を発表する。	・ロールプレイを通して、担任の対応について検証してみる。 ・対応策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 いじめ対策組織の開催、対応方針 ①いじめからAを守ること ・まずは、Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと ・Aを「いじめの場から救い出す」こと ②いじめからAを孤立させないこと ・次に、Aが「Bたちとの関係性を修復させる」こと ・Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

(2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

3 解説

○本事案を通して、方針の確認や当面の措置についてシミュレーションしてみることで実効性のある組織的対応の強化を図るようにする。

【いじめ対応】

★ いじめから被害生徒を守ること

まずは、生徒Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと
生徒Aを「いじめの場から救い出す」こと

★ いじめから被害生徒を孤立させないこと

次に、生徒Aが「Bたちとの関係性を修復させる」こと
生徒Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと

被害生徒を守るための対応

①保護者対応（家庭訪問等）

- ・保護者に事実を伝え、状況を理解していただいたうえで、「Aをいじめから守り通す」ことを伝え、保護者を安心させる。

②Aに対する支援 ～居場所づくりと絆づくりの視点から～

- ・Aと担任との信頼関係を回復させるために、Aの自信につながる事実が見られた時には、機を逃さず認めるようにする。また、学級内で認められていることを実感できるようなフィードバックの場を意図的に設けることで、学級における所属感が高まることを目指す。

③Aに対する教職員の見守り

- ・管理職、生徒指導部、学年部による組織的な見守りを計画的に実施する。

④Aの保護者との情報連携の充実

- ・学校は、保護者との連絡を密にする。

⑤加害者Bたちに対する指導と支援

- ・Bたちの承認欲求を満たしつつ、「Aに対する行為がいじめであり、よくないこと」を指導し、行為の内面化を図るようにする。

被害生徒を孤立させないための対応

①方針の実現を阻む問題点の整理

<なぜ、いじめが見過ごされたのか>

- ・学校にいじめに対する危機意識（アンケートへの対応）が欠如していたこと。

<なぜ、Aは教師の介入を拒むのか>

- ・加害生徒が複数であることから、担任のみの対応では改善されないと考えるから。
- ・教師（担任）の介入次第で、加害生徒が被害生徒へのいじめが酷くなることが考えられるから。

＜なぜ、Aは保護者の介入を拒むのか＞

- ・「親には心配かけたくない」「親に話すことで、自分がみじめになる」「親に相談することで、事態が悪化するかもしれない」等という思いから、保護者にいじめられていることを相談しない（むしろ隠す）傾向にあるから。

＜なぜ、Aの保護者が不信感を募らせたのか＞

- ・対応に対する保護者との合意形成が十分でなかったこと。学校がいじめの解消に向けて何を行ったのか、今後何を行うのか、保護者が理解していない事実があることから。

②本事案の解消と今後の適切な対応

＜再発を防ぎ、生徒Aをいじめから守り通すために＞

- ・担任が一人で抱え込まず、「組織」として対応する。いじめが疑われる行為を発見したり、いじめに関する情報提供があったりした場合には、「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告し、対応を協議し、役割分担をしたうえで、問題の解決に向けての対応を図るようにする。
- ・生徒をていねいに観察しようとする雰囲気を校内に広げ、いじめに関する情報（アンケートや生徒観察等）が教職員で共有されるようにする。
- ・担任のみならず全教職員で対応することや問題解消に向けた対応策を被害生徒本人に伝え、理解を得たうえで組織的に対応する。

＜いじめの対応に対するAの保護者からの信頼を得るために＞

- ・Aの保護者がいじめによって不安な気持ちに陥っているという心理的事実を受け止め、学校として適切な対応ができていなかったことを認める。
- ・Aの保護者に対して、対応策を丁寧に伝え、その実現に向けて適切に対応する。

【いじめが起きにくい学校・学級環境】

★ 「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。

★ 「絆づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。

国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年3月

組織的な対応を行うための改善のポイント

- ①教職員は、いじめの定義を十分に理解し、生徒との日常的なかかわりを通して、生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。
- ②教職員は自分が担任する学級・学年にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告する。
- ③教職員から報告を受けた事案は、校長の指導の下、管理職と「いじめ対策推進教員」で協議を行い、第1次判断により組織的に対応する。

- ④「学校いじめ対策組織」が認知したいじめに対しては、対策組織が具体的な対応のあり方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

いじめから我が子を守るための保護者の声かけ（被害保護者の被害生徒への対応）

「あなたのことを大切に思っているよ」「お父さん、お母さんはあなたの味方だよ」というメッセージを伝え、悩みや苦しみを共有し、子どもの心に寄り添うという姿勢が大切である。

いじめに関与した我が子と向き合うための保護者の声かけ（加害保護者の加害生徒への対応）

子どもに対し「あなたがこれまでにどんなことをしていたとしても、あなたを見捨てることはない」「あなたが行った行為については、お父さんもお母さんもきちんと一緒に向き合う」というメッセージを伝え、子どもが安心して事実を語れる姿勢が大切である。そして、子どもが事実を語った時には、それを謙虚に受け止め、子どもと一緒に悩み考え、子どもの行為に向き合うようにすることが肝要である。

法的根拠

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

- ・いじめへの対処

ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（3））

4 振り返り

被害生徒を最優先にし、重大事態に発展しない初期対応のあり方についてまとめる。

5 発表と記録の保存

第6章 ケーススタディ

3 いじめにより登校渋りになった生徒への対応

1 概要

5月13日（月）、高校1年の女子生徒Aは、入学後から同じ学級の女子生徒BとCと仲が良く、いつも行動をともにしている。今日もお昼を楽しく3人で食べながら、次の日曜日、一緒に遊びに行く約束をした。

その夜、BとCは、Aが入っていないSNSのグループで、今日楽しかったことや学校のことなどをやりとりし、遊び感覚で最後に「明日、Aを無視してみない」「A、動揺するよね。どっきりだね」と書き込んだ。

翌日、Aがいつも通り登校し「おはよう」とBとCに声をかけると返答がなかった。その後も、Aは理由も分からないまま、BとCから無視され続けた。

さらにその翌日もAは無視され続け、体育の授業でのバスケットボールのグループ決めのときも、BとCから外されてしまった。BとCは悪びれた様子もなく、他の生徒と仲良く話していた。また、BとCはSNSで、Aが無視したときのAの反応について楽しくやりとりした。そのやりとりを、同じグループのDがスクリーンショットにして、Aに送信した。

16日（木）、Aは欠席した。

17日（金）、Aの母親から「Aが泣いていて、登校できない状況です。」と学校に連絡があった。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレイキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（事案の概要）を提示 指示1：本事案が自校で起きた際に、学校は組織として、どのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。 指示2：問題の解消に向けて、どのように対応すべきか、グループ内で相談してください。 ・グループごとに対応策を発表する。	・対応策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 いじめ対策組織の開催、対応方針 ①情報収集、情報共有 ②被害者支援・見守り体制 ③保護者対応 ④SNSトラブルへの対応 ⑤SCやSSWとの連携
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

(2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

3 解説

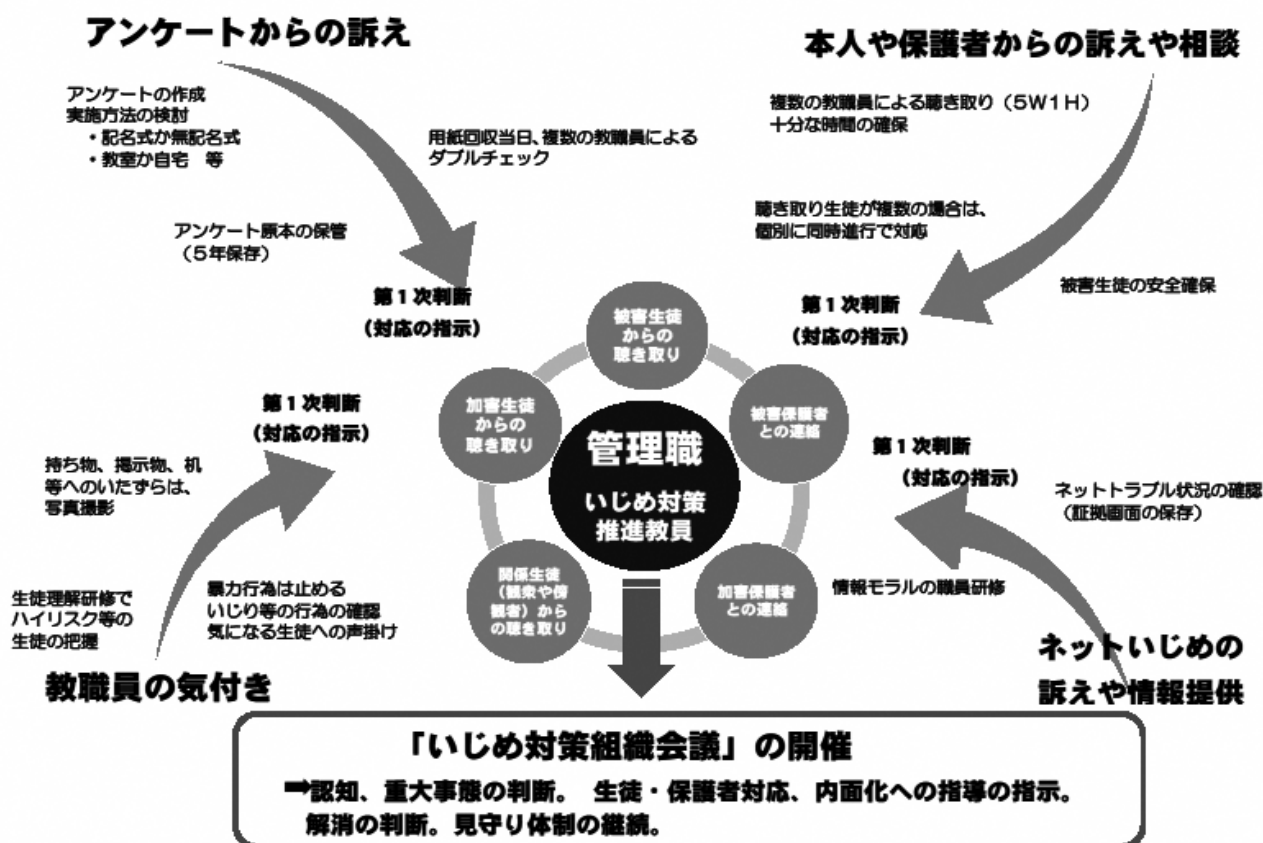
○本事案を通して、初期対応についてシミュレーションしていただくことで実効性のある組織的対応の強化を図るようにする。

深刻化しないための対応

- ・本事案は、不登校や自殺に追い込まれかねないケースである。重大事態に発展させないためにはいかに日頃から生徒一人一人を観察し、生徒とのコミュニケーションをうまくとることができているかがポイントである。
- ・生徒（または保護者）から訴えがあったときの初期対応により、事態が変わる。迅速かつ適切に対応することにより事態の深刻化を防ぐことができる。
- ・生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合には、警察に通報するなど、関係機関との連携を図る。

組織的な対応

- ・訴えている当該生徒や保護者からの聴き取り、関係生徒や教職員からの聴き取りにより事実関係を究明していく。その際、情報の共有と一元化による初期対応がポイントになる。絶対に一人で問題を抱え込まないようにすることが、いじめられている生徒を守り抜くことになる。
- ・生徒本人や保護者からの訴えや相談は、些細なことであっても、いじめ対策推進教員に報告する。管理職といじめ対策推進教員は報告を受けた段階で、速やかに「第1次判断」をして、関係教職員に対応を指示していくことで、いじめの深刻化を防止するようにする。



生徒からの聴き取りによる事実確認

<基本的な聴き取りの進め方>

- ・十分な時間の確保
- ・他の生徒に見聞きされないように場所を考慮
- ・対象生徒が複数の場合、個別に同時進行
- ・事実（5W1H）を正確に記録（場合によっては本人に書かせる）
- ・聴き取った情報をその都度集約し、再確認

〔被害生徒への聴き取りと支援〕

- ①訴えの中に「いじめが存在する」という視点で臨む
- ②いじめから守り抜くことを伝える
- ③被害生徒の立場や心情を理解する
- ④事実を正確に記録する
- ⑤自信を取り戻せるよう言葉をかける

〔加害生徒への聴き取りと指導〕

- ①聴き取りのはじめは「いじめ」という言葉を用いなくてもよい
- ②事実確認を優先し、事実を一つ一つ確認して記録する（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
- ③いじめに至る背景や心情を理解したうえで、被害生徒の立場で、自身の言動を考えさせる
- ④いじめが許されない行為であることを理解させる
- ⑤過去の自分と今後の自分について考えさせる

〔観衆と傍観者への聴き取りと指導〕

- ①はじめに、事実を話すことは人を救う行為であることを伝え、観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
- ②観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する
- ③被害生徒の立場に立って加害生徒の言動を考えさせる
- ④被害生徒の立場に立って自身の言動や態度を考えさせる
- ⑤いじめを許さない気持ちをもたせる

保護者への対応・支援

<基本的な対応・支援の姿勢>

- ・事実を把握したうえで対応
（被害生徒の保護者には迅速に対応、加害生徒の保護者には確実に事実を把握し対応）
- ・必ず複数の教職員で対応
- ・つらい気持ちに寄り添う姿勢
- ・よりよい解決を目指し真摯な姿勢

SNSトラブルへの対応

- ・まずは、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。
- ・生徒がインターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう情報モラル教育を推進する。

法的根拠

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策
インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携していく。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（5））

- ・いじめへの対処
ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。
イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（3））

4 振り返り

被害生徒を最優先にし、重大事態に発展させない初期対応のあり方についてまとめる。

5 発表と記録の保存

第6章 ケーススタディ

4 いじめを訴え自殺未遂をした生徒への対応

1 概要

高校2年の女子生徒Aは、進級後から、同じ学級の生徒数人からAの母親が外国人であることをからかわれていた。6月末に行われたインターハイの予選会の帰りのバスの中で、Aの周囲の同級生の女子生徒数人が制汗スプレーをまき、「臭い」と騒ぎ立てる事件が発生した。部活顧問のB教諭は、乗車マナーを守るよう部員を厳しく指導した。

その翌日からAは体調不良を理由に1週間欠席した。Aは、自らのにおい（又は服の汚れ）を日頃から気にし、制汗スプレーの件は、Aの心を深く傷つけたと思われる。Aは、7月以降、部活動に参加していない。心配したB教諭がAに声をかけると、Aは「体調を崩し通院しているためにしばらく休ませてほしい」と答えたことから、夏休みも定期的に電話で体調を確認し、部活動への参加も促していたが、Aは部活動に参加することはなかった。

9月〇日、Aが登校していないことから、担任のC教諭は保護者に連絡すると、普段通りに家を出たと返答があったが、C教諭は授業もあり何も対応することができなかった。

午前11時過ぎに警察署から連絡があった。Aは処方薬を多量に服薬し公園で倒れていたところを発見された。救急搬送され、一命はとりとめたが、Aのカバンの中からは、同級生からのいじめを訴える遺書が見つかったとのことであった。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ

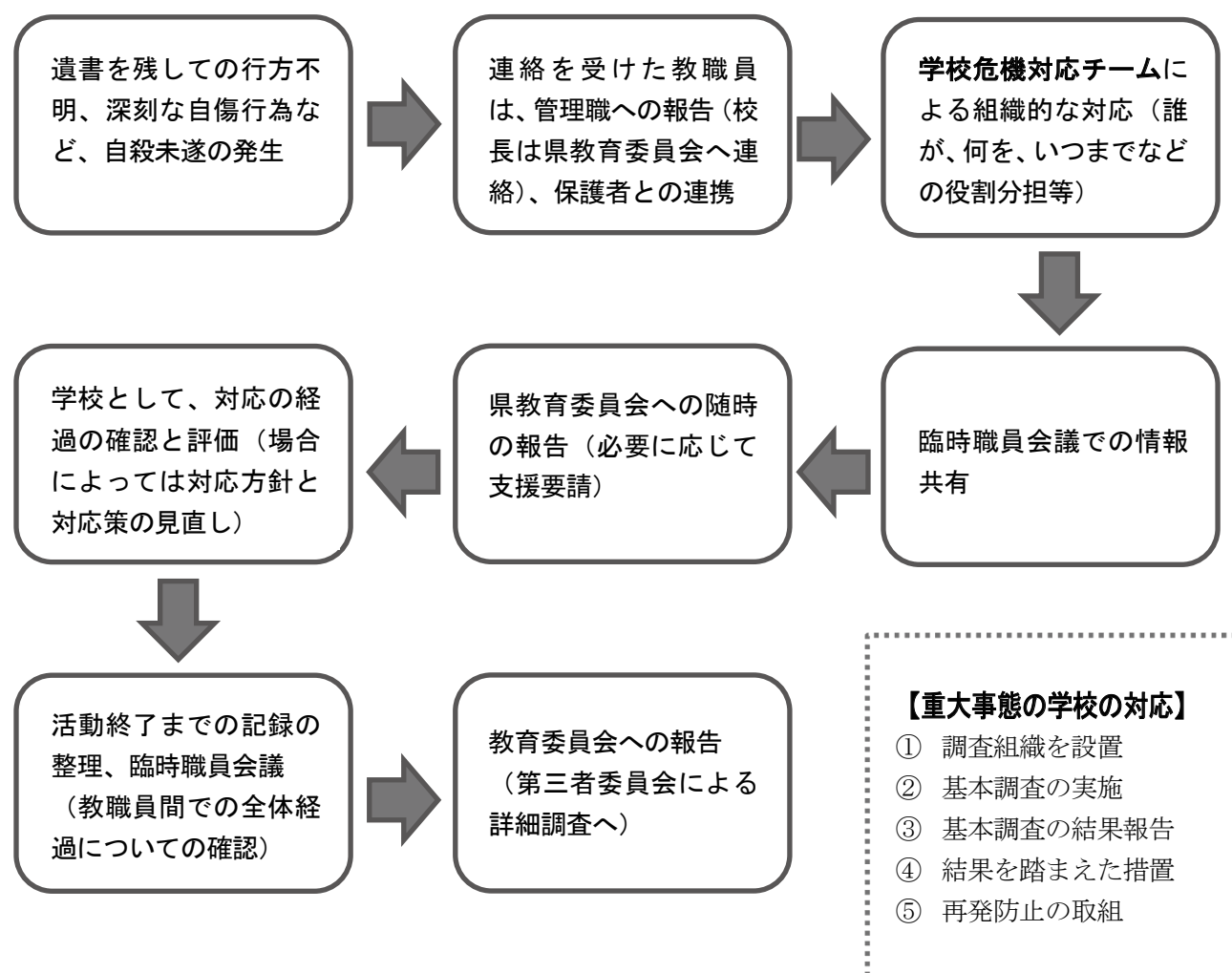
	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレーキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（事案の概要）を提示 指示1：本事案に対して、学校は組織として、今後どのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。 指示2：再発防止のために、学校は何をすべきか、グループの考えをまとめてください。 ・グループごとに予防策を発表する。	・対応策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 ①情報収集 ・Aを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと ②保護者との連携 ・今後のAへの組織的な支援体制のあり方 ③関係機関との連携 ④心のケア ・周囲の生徒への対応で配慮すべきこと
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）からの助言 ○管理職からの指導	・事前にスクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）にアドバイザーを依頼しておく。

(2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者等）の決定

3 解説

○自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂があった場合



○組織的な対応「学校危機対応チーム」

生徒の自殺未遂事案が発生した場合、生徒、保護者、報道等への対応が必要となる。また、このまま手を打たなければ、どんな問題が起こり得るのかの視点や不測の事態を想定した対応を考慮することも必要である。

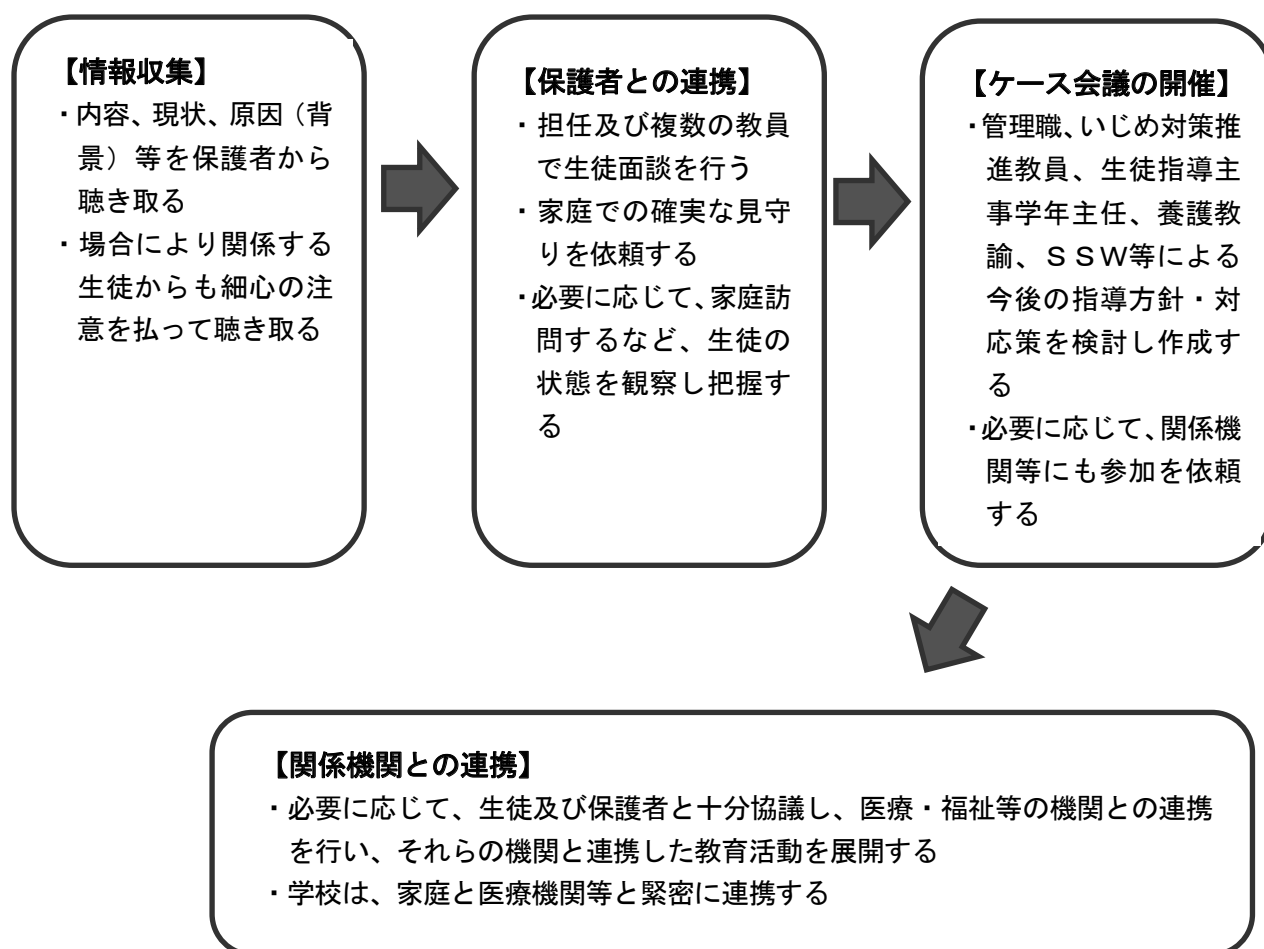
そのために、以下のメンバーで構成され、以下の役割を担う「学校危機対応チーム」の組織を、通常時から想定することが重要である。

- ・メンバー：管理職、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、担任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ・役割分担：当該生徒の状況把握、指導記録の確認、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ、保護者との連携、外部対応の一本化、具体的対応策（誰が、何を、いつまで等の教職員の役割分担、警察や医療機関との連携など）の検討

【留意点】

- 初期段階においては、「多方面から情報収集すること」、「事実と推測、判断を区別すること」、「状況をまとめ、以降の対応経過を記録すること」などが必要

○保護者から希死念慮等の連絡があった場合



○自殺予防について、教師のできること・できないこと

- ・教師個人の力では、深刻な悩みを抱えた生徒に対処していくには限界がある。ひとりで抱え込まないでチームとして多くの教職員が関わることで、柔軟な多方面からの理解に基づいたきめ細かな対応も可能となる。

文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』平成21年3月

法的根拠

- ・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第28条）

- ・重大事態

ア 重大事態の意味

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務管理部経由）は、その旨を知事に報告する。

また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

（新潟県いじめ防止基本方針 第4 1（1））

4 振り返り

「一人で抱え込まず、チームで対応できる体制になっているか」、「教育相談担当者と生徒指導担当者の連携はとれているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策をまとめる。

5 発表と記録の保存

第6章 ケーススタディ

5 いじめによる自殺未遂事案について（インシデント・プロセス法で考える）

1 概要

3学期の始業式の朝、生徒Aの母親から「朝、起きてこないで、Aの部屋に行くと、Aが薬を大量に飲んだようで意識がない。5分前に救急車で運ばれた。机の上のノートに、生徒Bたちからいじめを受けていた内容が書かれていた。」と電話連絡が入った。

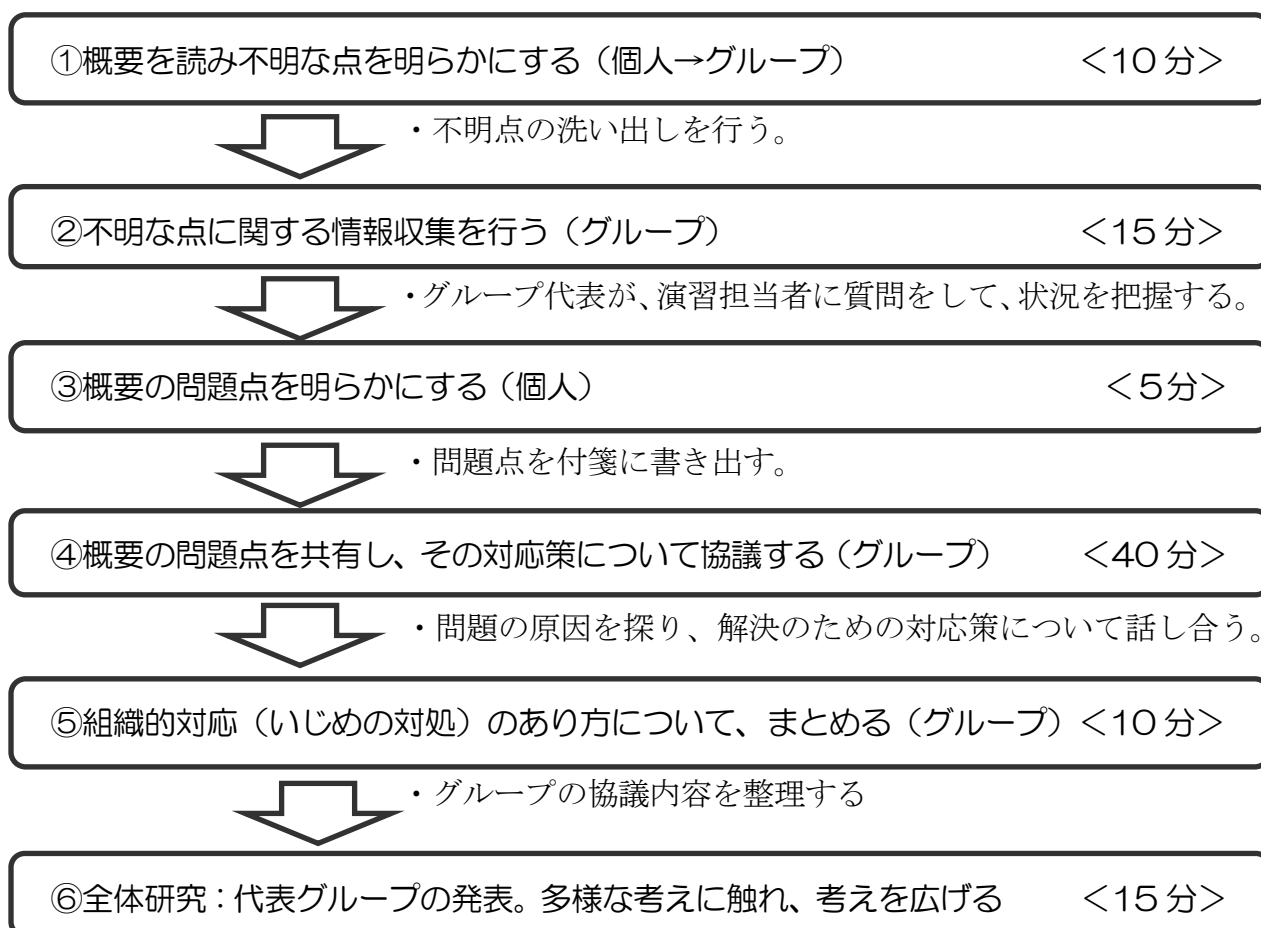
Aは、病院から処方されていた薬をアルコールとともに大量に服薬し自殺を試みたが、一命はとりとめた。

学校は、3日後、全校生徒360人を対象に緊急いじめアンケートを実施した。13人がAへのいじめを直接見聞きし、30人以上がAへのいじめに関して記述した。

また、9月上旬にAが所属する部活動でトラブルがあり指導した記録が残っていた。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ



(2) 事前準備

①資料、付箋紙等

②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

*「インシデント・プロセス法の進め方」は、下記の新潟県立教育センターのHPを参照
https://www.nipec.nein.ed.jp/sc/seito_soudan/ipsyousai.pdf

(3) 活動の流れ②における、不明な点に対する回答

【生徒Aについて】

- ・高校1年生（当時16歳）女子
- ・家族構成は、両親と妹（小5）、祖母の5人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Aが一番小さな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級でサブリーダー的存在であった。
- ・ソフトボール部に所属。運動神経は普通である。
- ・学力は中の上で、得意科目は国語と美術である。
- ・おとなしい性格で、1人で小説を読むことも多いが、周囲の友人からは話せば面白い印象をもたれていた。

【加害生徒Bについて】

- ・BはAと同じソフトボール部に所属し、学級も同じである。
- ・両親と姉（高3）の4人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Bが一番大きな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級のリーダーになることはないが、ムードメーカー的存在である。
- ・自己中心的な性格である。
- ・高校に入学すると、Bは、周囲に遠慮することなく大声でしゃべり、誰彼構わず悪口を言う女子グループを主導していた。所属するソフトボール部でも、加害生徒ら重複するメンバーとグループを形成し、学級と部活動で影響力をもっていた。
- ・Bは、人の悪口を言って話題の中心になろうとするタイプであり、その都度、学級担任が注意すると、ごまかすような言い訳をする。
- ・Bは、自分たちのグループに対して積極的に関わろうとしないAの態度に嫌悪感を抱いていた。

【他の加害生徒について】

- ・Aのノートには、Bの他に7名の女子生徒の名前が書かれていた。そのうち、Aと同じ学級でソフトボール部に所属していた生徒が3名いた。
- ・その3名は、Bに同調して行動する生徒たちで、A以外の生徒のことも悪口を言ったり、からかったりしていた。軽いノリで、周囲の生徒たちをいじっては笑いを誘っていた。
- ・ノートに名前が記載されていた7名は、Bや同じグループの仲間と一緒にないときには、Aに対しては普通に接していた。

【Aと同じ学級の生徒・緊急アンケートの結果について】

- ・Aに関する緊急いじめアンケートに38人の学級の生徒のうち、Aが深刻ないじめにあっていたことに気づいていたのは4名だけであった。多くの生徒は、AがBたちに「いじられていた」生徒の一人という認識だった。しかし、半数近くの生徒が、白紙（無記入）であった。
- ・生徒の記述内容は以下のとおり。（学校は把握していなかった内容）
 - 「Aは“キモイ”や“ウザイ”などの悪口を言われていた」
 - 「部活動の時に、わざと捕れないボールを投げていた」
 - 「授業中に、Aの悪口を書いた手紙を回していた」
 - 「筆箱を隠されていた」等
- ・多くの生徒が、体育祭や合唱コンクールなどの学校行事に団結することができて「よい学級」だと思っていた。

【学級担任について】

- ・20代後半の男性教諭。2校目の勤務で、穏やかな性格である。また、学級だよりを定期的に発行するなど誠実に職務をこなしていた。
- ・50代の学年主任（女性教諭）が学級の副任としてサポートしていた。

【部活動の顧問について】

- ・30代の男性教諭。県高体連の強化部長も務めるソフトボールの経験者。副顧問（40代女性教諭）もいるが、実質独りで部活動を運営している。
- ・全国大会出場を目指し、厳しく指導をしている。

【Aのノートの記述内容】

- ・「Bから、いじめられている。Bの他に、CやD、E、F、G、H、I」
「何をやっても無駄。もう、どうにもならないよ」
「学校に行くのがイヤ。部活動、サイアク」
「ダレカ、タスケテよう」
「“汚れるから、新校舎に入るな”と言われた」
（3学期の始業式の日が、新築した校舎をはじめて使う日であった）

【いじめの始まりと、1学期のAの状況について】

- ・5月下旬、BのグループによるAへの悪口が始まった。Aは表情を変えることなく、聞いていない、気にしていない雰囲気を漂わせた。
- ・7月上旬、「私、何か言われてる？」と同級生に尋ね、普段は感情をあらわにしないAが、Bのグループからの悪口への不満を、同じ学級の生徒に漏らした。
- ・1学期の欠席はなし。

【9月上旬の人間関係トラブルと学校の対応について】

- ・夏休み明け、Aから部活動での嫌がらせに困っていると相談を受けた学級担任は、部活動の顧問に、そのことを伝えた。
- ・9月上旬、主顧問は、1年生だけの部活動のミーティングで、部員に対して「陰口を言ったり、無視したりしない。何かあれば、みんなの前で堂々と言うこと。」を指導した。またAも「仲間外れにしないでください」と泣きながら1年生部員に訴えた。
- ・Bら加害生徒の悪口や行動を非難する声が上がったことから、放課後の指導会で加害生徒はAに謝罪した。
- ・部活動のミーティングをきっかけに、加害生徒BらはAに対しての逆恨みの感情を抱き、陰口や無視はエスカレートした。逆にいじめが激しくなる。
- ・2学期のはじめ、Aは誰も名乗りを上げないクラスの役職に立候補するなど、積極的な様子を見せていた。

【いじめの経過と、2学期のAの状況について】

- ・9月上旬の部活動のミーティング以降、陰口や無視がエスカレートしていく。
- ・部活動では、ペアを組む練習でいつも1人余る存在にされ、相手を探し回る姿を嘲笑されたり、捕れないボールをわざと投げられたりした。
- ・11月になると、悪口は言葉や黒板への書き込みを含め日常化した。加害生徒Bらは、他の生徒に対して無視や、仲間外れにするよう働き掛けた。
- ・Aは授業中までノートに絵や小説を書くことに没頭するようになり、教師にも、その行為を注意されるようになった。
- ・11月頃から友人としゃべらなくなり、周囲からも見て分かるくらいの孤立感が表れるよう

になった。

- ・12月から、Aは精神科に通院を始めた。悪口は、冬休み前最後の部活の練習まで続いた。
- ・2学期の欠席日数は3日、体調不良を理由にしたものだった。

【Aや保護者の学校へのSOSと、学校の対応について】

- ・1学期早々、Bら加害生徒の悪口は学級内で問題化していた。5月中旬頃、Aは他の女子生徒と一緒に学級担任に相談。担任は承知していたものの中学校からの引き継ぎでも把握していたことから「またBか・・・」と思い、事態を過小評価していた。
- ・母親は2回、学級担任に相談していた。
- ・1回目は、7月の個別懇談で、「部活動で仲間外れになっているようで心配だ」と伝えた。担任は、顧問にそのことを伝えたところ、顧問は、夏休みはじめに「仲良く協力して練習に励むように」とくぎを刺しただけ。担任も、顧問も、直接Aから話は聞いていない。
- ・2回目は、10月上旬、体調不良のため2日連続で欠席をした際に、「何か、学校であったのではないのでしょうか。部活動で何か問題があったのではないのでしょうか。表情も暗く、部屋から出てきません」と電話で伝えた。担任は、学年主任に母親からの連絡を伝えた。翌日、登校してきたAに「大丈夫か」と学級担任が声をかけると、はにかみながらAが「大丈夫です」と答えたことから、何も対応していない。
- ・10月中旬、学校は「こころの点検票」という定期アンケートを実施した。Aは、友人関係について、不安のレベルを5段階の「3」から「4」に上げて回答した。担任は、「4と出ているけど、何かあるの？」と尋ねた。Aは笑いながら「いや、大丈夫ですよ、先生」と答えたため、それ以上、具体的な対応を取らなかった。

3 解説

○本事案を通して、深刻ないじめに発展しないようにするための学校の組織的対応や、いじめへの対処（被害生徒の支援、加害生徒の指導）について考える。

- ・生徒誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、日常からきめ細かな観察や、些細な変化であっても見落とさずに確認することが重要である。

法的根拠

- ・児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

- ・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

4 振り返り

本研修を通して、いじめの対処のポイントをまとめる。

5 発表と記録の保存